

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

○平成26年度の青森県後期高齢者医療保険料について

均等割額と所得割率はこれまでと変わりません。

保険料の賦課限度額は2万円引き上げられ、57万円となりました。

○保険料の決まり方（年額）

均等割額 〔被保険者全員が納める額〕	+	所得割額 〔所得に応じて納める額〕	=	保険料額 (限度額57万円)
40,514円		基礎控除後の所得(※)×7.41%		

※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

○保険料の軽減措置について

平成26年度の保険料軽減措置は、判定基準を拡大して引き続き実施されます。

■所得が低い方の軽減

- 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(24万5千円×被保険者の数)※1	5割
33万円+(45万円×被保険者の数)※2	2割

※1 平成25年度までは、33万円+{24万5千円×被保険者の数(世帯主を除く)}以下

※2 平成25年度までは、33万円+(35万円×被保険者の数)以下

- 被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

【お問合せ】青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

消費税(国・地方)の引上げについて

- 平成26年4月1日から消費税(国)および地方消費税(地方)が次のとおり引き上げられます。

区分	現行	平成26年4月1日から
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%(消費税額の25/100)	1.7%(消費税額の17/63)
合計	5.0%	8.0%

- 引上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障の財源として使われます。
- 消費税の円滑かつ適正な価格転嫁にご理解とご協力をお願いします。
- ご不明な点がございましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

○消費税に関すること

むつ税務署 調査部門

電話番号：0175-22-3294(代表)

○地方消費税に関すること

下北地域県民局 県税部 課税課

電話番号：0175-22-8581(内線207、208)

○消費税の価格転嫁に関すること

消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤル：0570-200-123